

空き家改修費等助成金

市外から転入し

空き家の購入・賃貸借契約をし

性能を向上させるための改修をした方に支給

最大50万円支給

※補助対象工事に要した経費の2分の1に相当する額

助成対象工事

(対象工事該当の有無について、申請前に秘書政策課にご相談ください。)

※**空き家**とは、市内の住宅で売買契約又は賃貸借契約をした日の前日までの3箇月以上居住その他の使用をしていない状態にあるものをいいます。

ただし、賃貸を目的として建てられた空き家は除く。

※**改修**とは、住宅の性能を向上させるためにリフォームを行うことをいいます。

＜助成対象工事例＞

改修に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）が20万円以上の工事

- ・台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修
- ・内装、屋根、外壁等の改修

※ただし、本助成金支給対象事業以外に、国や県、市からの補助金が交付される場合には、その補助に係る部分の経費を除いた額を対象とします。

また、次に該当する工事費用については、支給対象としません。

ア 改修する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴う改修工事

イ 助成することが適当でないと認められる工事

支給対象者

次のいずれの要件にも該当する方が対象です。（地域おこし協力隊員等の場合は例外規程あり。）

要件1 申請日に18歳以上であること。

要件2 **【契約時に二本松市に住所がある方】**

・空き家の売買(賃貸借)契約の締結日から3年前までに二本松市内に新たに転入していること。（同居予定の同一世帯員等も同様です。）

・転入した時点で、過去2年間二本松市に住所がないこと。

【契約時に二本松市に住所がない方】

・空き家の契約締結日から過去2年間二本松市に住所がないこと。

要件3 空き家の売買(賃貸借)契約等締結日から1年以内に補助金の申請をしていること。
(改修工事後の申請は対象外)

要件4 改修を行う空き家に、助成金の支給を受けた日から5年以上定住する意思があること。

要件5 空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。

要件6 同居世帯員等に市税滞納者がいないこと。

要件7 すでに空き家改修費等助成金など、市の補助金を支給されたことがないこと。

空き家売買（賃貸借）契約締結 住宅改修工事の契約締結



空き家の売買（賃貸借）契約を締結した日
から1年以内に申請すること。

改修工事着手前に、次の書類を添えて速やかに、二本松市役所に申請してください。

- ①支給申請書
- ②同居予定者全員の住民票（申請日前1ヶ月以内のもの）
- ③改修に要する経費に係る契約書の写し
- ④改修予定箇所の位置及び改修の内容を確認できる書類
- ⑤改修予定箇所の現況写真
- ⑥空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ⑦空き家の改修に関する所有者等の承諾書の写し（賃貸借契約の場合のみ）
- ⑧助成金の振込みを希望する預金通帳等の写し
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※2年間二本松市に居住していないことが確認できる書類。



補助金交付決定通知が届いたら改修工事着手



住宅の改修工事完了



**次の書類を添えて速やかに、二本松市役所
に実績報告書を提出してください。
（遅くとも3月15日頃を目安に）**

- ①実績報告書
- ②助成対象工事に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- ③助成対象工事を行った住宅の施工前及び施行後の工事出来高写真
- ④助成金の申請日後に転入又は転居した者にあつては、その者の住民票
- ⑤増改築の場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- ⑥納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）※本助成金専用の様式です。確認印が必要となりますので事前に秘書政策課へおいでください。なお、同一世帯員以外の方の納税証明書を取得する場合には、委任状が必要となります。（委任状は、市民課窓口にて備え付けてあります。）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

助成金の請求

助成金は、実績報告に基づく助成金の額の確定後、請求するものとする。

返 還

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。

◎この制度の詳細はQ & Aをご覧ください。

お問い合わせ先 秘書政策課
電話 0243-24-7120